

第 3 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年10月3日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第3回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年10月3日(月曜日)

午前10時02分開議

午前11時48分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 中村博生
副委員長 溝口幸治
委員 前川 收
委員 岩下 栄一
委員 平野 みどり
委員 藤川 隆夫
委員 重村 栄
委員 池田 和貴
委員 松岡 徹
委員 山口 ゆたか
委員 上田 泰弘
委員 東 充美
委員 泉 広幸
委員 杉浦 康治
委員 前田 憲秀
委員 橋口 海平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 駒崎 照雄
市町村局長 小嶋 一誠
人事課長 古閑 陽一
財政課長 浜田 義之

税務課長 出田 貴康

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

総括審議員兼

政策審議監 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内田 安弘

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 平山 高志

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

政務調査課主幹 板橋 徳明

午前10時2分開議

○中村博生委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第3回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

まず最初に、駒崎総務部長より報告があるということでございますので、よろしくお願いたします。

○駒崎総務部長 おはようございます。委員長のお許しを得まして、一言だけ御報告をさせていただきます。

昨日10月2日に本県職員が、児童買春ポルノ禁止法違反の疑いで熊本北警察署に逮捕されました。被害者の方並びに御家族に対しまして、心からおわびをいたします。

また、法令を遵守すべき県職員がこのような不祥事を引き起こし、県民の皆様の信頼を裏切るこことなったことに対しまして、重ねておわびを申し上げます。

今後のことにつきましては、本日は2点目のみ簡潔に申し上げます。

1つは、逮捕された職員に対する処分につきましては、詳細な事実を確認の上、速やかに厳正に対処してまいります。

2点目は、職員全体についてでございますが、改めて法令遵守の徹底を図るよう早急に対応してまいる所存でございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

○中村博生委員長 それでは、審議に入ります。

まず執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、手元の委員会次第に沿いまして、順次説明をお願いいたします。

議第1及び2について、坂本企画課長よりお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課長の坂本です。座ったまま、説明させていただきます。

まず、地方分権改革関係について御説明いたします。1ページをお開きください。

右の欄に、地域主権改革における主な動きを整理しておりますが、前回6月に御報告いたしましたから以降の動きとして、8月26日に第2次一括法が成立したことを記載してお

ります。正式名称は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、4月に成立いたしました第1次一括法と同じ名称になっております。

続きまして2ページは、22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の概要版でございます。前回は添付しておりましたので、説明は割愛させていただきます。

3ページ以降、第2次一括法について御説明させていただきます。

第2次一括法は、地域主権戦略大綱を踏まえ、基礎自治体への権限移譲と、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大のために、188本の関係法律の改正を行うものです。基礎自治体への権限移譲に関しては、都道府県の権限の市町村への移譲ということで、これまで保健所設置市までとされていた未熟児の訪問指導を市町村まで移譲するなど、47本の法律改正になっております。

また、義務付け・枠付けの見直しに関しては、公立学校の収容定員の基準の廃止や公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任など、160本の法律改正を行う内容になっております。8月26日に成立、同30日に公布されておまして、直ちに施行できるものは公布日施行ということで、8月30日に施行されております。

政省令等の整備が必要なものは11月30日施行、また地方自治体の条例や体制整備が必要なものは24年4月1日施行とされております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは、基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しの改正概要を示したものです。ここに示しておりますのは、全体の一部でございますので、かなりボリュームが多い法律改正になっております。県庁内部におきましても、関係課が多岐にわたるため情報の共有を図るなど連携して取り組むととも

に、関係課はそれぞれ条例改正等必要な対応を計画的に進めているところでございます。6ページ、7ページにその工程表を示しております。

6ページは、基礎自治体への権限移譲に係る工程表です。基礎自治体への権限移譲については、多くの事務が平成24年4月施行とされており、8月30日の公布後、約半年間という短い期間での事務の引き継ぎが必要になります。そのため、公布後直ちに市町村向けの説明会を開催いたしました。具体的な事務引き継ぎは、10月から12月をめどに事務ごとに個別説明の実施や研修会の開催、マニュアル等の作成・配付を行うこととしております。県としても権限移譲により住民サービスの低下につながることはないよう、事務引き継ぎなど万全の体制で取り組むこととしております。

7ページが、義務付け・枠付けの見直しのうち施設・公物設置管理基準に係る条例制定改正の工程表です。

今後、これまで国が定めていた基準の根拠や目的、本県を取り巻く状況等を踏まえて、条例で定める基準の方向性を検討していく必要があります。第1次及び第2次一括法に伴う条例整備については、国の政省令の整備状況等にもよりますが、早いものでは次回の11月定例会以降、順次条例制定改正の御提案を行っていくことを考えております。また、市町村においても同様に条例整備の必要があるため、県としても必要な情報の提供や支援を行ってまいります。

第2次一括法については、以上です。

続きまして、国の出先機関の原則廃止と、その受け皿として検討しております九州広域行政機構の現在の状況について、御説明いたします。

8ページをお開きください。九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものです。

昨年から現在までの経緯を、国の動き、全

国知事会、関西広域連合の動き、そして九州知事会の動きの3列で整理しております。

平成23年7月、国は第2回のアクションプラン推進委員会を開催し、関係する省庁や地方自治体の首長等が出席して、意見交換が行われました。

九州地方知事会からは、大分県知事の広瀬会長が出席し、関西広域連合からも橋下大阪府知事が出席して、それぞれ説明されました。

その後、同じく7月に第12回の地域主権戦略会議が開催され、アクションプラン推進委員会の内容が報告されました。

また、地方に移る職員の処遇等を検討する人材調整準備会合の設置が決定されました。これを受けて、8月には第1回の人材調整準備会合が開かれており、福岡県の小川知事が出席して説明をしております。会議では、人員の地方移管の取り扱いについて、関係省庁、自治体関係者による意見交換が行われた模様ですが、議事の詳細については非公開とされております。

9ページからは、7月の第2回アクションプラン推進委員会の資料です。

9ページ、10ページが、内閣府が示した国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子、素案です。これは、現行法の広域連合制度をベースに、出先機関を地方へ移譲する場合の特例について素案を示したものです。広域連合がベースとなっておりますが、2、対象の(1)制度を利用できる主体の最初の米印にあるように、九州提案の広域行政機構については引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱うとされています。

次の、(2)移譲対象では、8府省13機関等の事務権限が対象とされており、次の行の括弧、出先機関単位ですべての事務権限を移譲することを基本とするとされており、これは九州から主張していた丸ごと移譲の趣旨が反映されているものと理解しております。

次の3、基本方針と次のページの4、実施計画は、地方への移譲を実施する際の手続についての記載です。

まず3、基本方針ですが、政府は基本方針を閣議決定することとしており、その基本方針には、2段落目にありますように、移譲対象出先機関、移譲対象から除外される事務権限、移譲対象出先機関の所管区域と広域連合の区域の関係等を規定することとされております。

このように定められた基本方針に対して、地方としては、3段落目にありますように、広域連合の議会の議決を経て、内閣総理大臣に対して移譲対象出先機関の拡大など、新たな措置に係る提案を行うことができ、政府は提案を受けて、必要に応じて基本方針を変更しなければならないようになっており、基本方針に地方の意向が反映されるような仕組みとなっております。これも、九州地方知事会がことし2月に提案した広域行政機構法(仮称)骨子(案)の内容が反映されているものと理解しております。

次のページ、4、実施計画ですが、広域連合は、国の出先機関の移譲に係る実施計画の案を、広域連合議会の議決を経て内閣総理大臣に提出し、認定を受けることとなっております。

米印で、各機関の任意の一部事務権限だけの移譲を受けることは、原則として不可とされており、丸ごと移譲の趣旨があらわれていると理解していますが、次の段落に、内閣総理大臣は実施計画の認定を行うには、関係行政機関の長の同意を得なければならないとされており、担当大臣の同意を得るという、この点については懸念が残るところです。

7、財源に係る措置については、九州地方知事会からも再三要請してまいりました、移譲に伴う財源の確保について、移譲される事務権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずることが明記されております。

次の8、職員に係る措置ですが、移譲される国の出先機関の職員は、移譲の日において事務権限を処理する広域連合の職員となることとされており、これも九州から主張していたとしていた人員まで含めた丸ごと移譲の趣旨が反映されているものと理解しております。

最後に、国の実施体制として全閣僚で構成する出先機関改革推進本部を内閣に置くことが示されております。

以上のような内閣府の特例制度の素案と、九州から主張していた九州広域行政機構がどのような関係になっているかについてですが、これを内閣府が整理したのが次の11ページの「新しい広域的实施体制の制度設計について」という資料です。左に九州広域行政機構、右に現行法の広域連合制度を置いて、各項目について比較・整理してあり、内閣府の対応案がまん中に記載されています。合議制の理事会の設置、包括外部監査の導入、丸ごと移譲など、九州の考え方を反映した内容となっております。一方、対応案の一番上の枠囲みの中では、設置の手続については、あくまで広域連合をベースに組み立てられており、事務の持ち寄りが必要とされるなど、この点では九州の考え方が取り入れられてはおりません。

1つページを飛ばしまして、13ページをお開きください。

このアクションプラン推進委員会に九州地方知事会から大分県知事の広瀬会長が出席しており、その際に示したペーパーです。6月の委員会でも御説明しました広域行政機構法(仮称)骨子(案)のポイントをまとめたもので、国のブロック単位の出先機関を丸ごと移譲すること、ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織、すなわち広域行政機構を設置する制度を創設すること、広域行政機構に地域住民の意思を反映するための仕組み(ガバナンス)を確保すること、そして国による財源措置は具体的な手続を法律で規

定することを主張しております。その中でも、特に財源については、他の地域の出先機関と比べて不利が生じないように、法律で担保することなど具体的な手続を法律で規定することを求めています。

戻りまして、12ページをごらんください。内閣府が示した、今後の検討スケジュールです。

7月の第2回のアクションプラン推進委員会と第12回の地域主権戦略会議以降、広域の実施体制の枠組みの検討、移譲対象事務権限の範囲の検討、人員移管等の枠組みの検討を行い、9月には再びアクションプラン推進委員会と地域主権戦略会議を開いて、移譲対象出先機関決定に向けての中間取りまとめを示し、順次法案化作業を進めて、12月には移譲対象出先機関、事務権限の決定を行うこととされています。

しかしながら、この7月の第2回アクションプラン推進委員会では、関係省庁からさまざまな異論が出されたようであります。主なものとしては、出先機関が国の出先機関でなくなったときに、国民の生命・財産を守れるのか、今回の東日本大震災を検証した上で検討していくようなスケジュールとすべきではないか、受け皿組織が広域連合のように抜けるのも解消するのも可能な組織であっていいのか、国立公園は国の宝なので、国が責任を持って保護していくなど、さまざまな意見が出されております。

現在のところ、9月中の予定であったアクションプラン推進委員会も地域主権戦略会議も開催されておらず、中間取りまとめはまだ示されておられません。既にこのスケジュールにはおくれが生じているというのが現状でございます。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。お手元の資料16ページ

を、お開きください。

前回の報告から、動きのあったものをゴシック体で記載しております。道州制関係の動きを、一覧にしております。

8月23日に超党派の国会議員、地方自治体首長などが出席する道州制懇話会のシンポジウムが開催されました。その概要を17ページに記載しております。

コーディネーターに、道州制懇話会の代表で参議院議員のみんなの党、江口克彦氏、パネリストとして三菱総研理事長の小宮山宏氏、元経済企画庁長官の堺屋太一氏、中央大学経済部教授の佐々木信夫氏が出席し、今なぜ道州制なのかをテーマとした公開討論が行われました。

シンポジウムでは、なぜ道州制か、道州制のメリットと課題等の論点について討論され、堺屋氏からは規格大量生産する中央集権体制ではなく、多様な創造性を市民が選ぶことができる道州制を導入する必要があること、小宮山氏からは、みずから議長となっている宮城県震災復興会議では、自分たちの暮らしから考えて、東北ぐらいの大きさが必要という結論になったこと、佐々木氏からは、道州制で政治を変え、日本経済を活性化し、むだを徹底的に排除できることなどが述べられました。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○中村博生委員長 続きまして、議題3について能登市町村行政課長。

○能登市町村行政課長 市町村行政課の能登でございます。座らせていただいたまま、御説明させていただきます。

本日は参考資料もつけておりますけれども、資料20ページからの「政令指定都市実現に向けた動きについて」に沿いまして、御説明させていただきます。

資料のうち20ページから28ページまでの政

令指定都市制度の概要、政令指定都市移行に向けたこれまでの取り組みにつきましては、6月議会で御説明させていただきました後、内容に変更がございませんので、説明を割愛させていただきます。

6月議会以降の動きにつきまして、政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みを使いまして御説明させていただきます。資料の29ページをお願いいたします。

まず、今後の主なスケジュールにつきまして、1、主なスケジュールに記載しておりますとおり、想定しております。6月議会以降の主な取り組みといたしましては、詳細につきましては後ほど御説明いたしますが、4月から7月にかけて総務省内での説明会など国における本格的な検討に対する対応を行いました。そして8月29日には、県・市連携いたしまして総務大臣への要望活動を行っております。

現在、国におきまして、熊本市を政令指定都市として指定する政令の改正に向けまして、最終的な調整が行われているところでございます。今後、正式な決定を受けました以降につきましては、県・市の11月、12月及び2月の議会に、関連条例等の改正等をお願いいたしまして、平成24年4月の政令指定都市移行の実現というスケジュールを想定しております。

次に、2の県から市への事務権限移譲でございます。

まず(1)円滑な事務権限移譲の推進のうち、①事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。事務引き継ぎにつきましては6月議会でも御説明させていただきましたが、移譲する事務につきまして、移譲に伴って事務処理の停滞あるいは住民サービスに影響が生じることがないように、県・市で連携しながら取り組みを進めております。

(イ)にございますように、平成23年度上半期につきましては、事務処理マニュアルの作

成あるいは個別事案ごとの処理状況、処理方針等に関する説明など円滑な事務引き継ぎに向けまして、遺漏のないように準備を進めてまいりました。

30ページをお願いいたします。

平成23年の下半期につきましては、(ロ)にございますように、住民への周知、関係事業者等に対する説明会等の開催、諸様式の印刷、窓口の際の準備、受け付けや事務処理のシミュレーションなど、熊本市におきます事務処理を念頭に置いた直前の準備を進めることといたしております。

次に、②の事務権限移譲に伴う県・市間の人事交流から、飛びまして(2)の区役所開設に向けた準備につきましては、6月議会で御説明した内容で現在取り組みを進めているところでございます。

次に、(3)区バス導入に向けた準備でございます。区役所への交通手段の確保と、公共交通不便地域の解消を目的に、いわゆる区バスを導入することとしまして、熊本市で検討が進められておりましたが、4月から8月にかけて実施されました住民説明会で出された意見などを踏まえて、最終的な運行ルート案が示されております。今後、熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会や市議会などの意見を踏まえた上で、11月ごろまでに地域公共交通会議の協議を経まして、来年4月の運行開始に向けた手続が進められることとされております。

次に、31ページの県・市連携した取り組みでございます。

まず、(1)県議会における意見書の議決と総務省への要望活動につきましては、6月議会で御説明しておりますので割愛いたします。

次に、(2)国における本格的な検討への対応でございます。4月26日、総務事務次官に対しまして行いました要望活動を受けまして、7月8日には総務省内での説明会が開催

されまして、県市で、これまでの取り組み状況等についての説明を行いました。その後7月末には、総務省から関係各省庁に対しまして、熊本市の政令指定都市への指定に伴い、改正が必要となる法令等についての協議が行われるなど、国における検討が本格的に進められております。このような国における検討の具体化にあわせまして、8月8日から10日にかけて、政令指定都市移行に伴い移譲される事務権限を所管する省庁に対しまして取り組みの一層の促進につきまして要請を行ったところでございます。

次に32ページ、県並びに熊本市による政令改正要望でございます。

政令指定都市指定の時期につきましては、移行までの準備期間を勘案しまして、既存の政令指定都市におきましては、移行を目指す時期のおおむね6カ月前に閣議決定と政令の公布がなされております。このような既存政令指定都市における指定までのスケジュールを踏まえまして、来年4月の政令指定都市移行をより確実なものとするために、8月29日、知事、馬場県議会議長、幸山市長、津田市議会議長及び大久保熊本市政令指定都市推進協議会会長で、片山総務大臣を訪問いたしまして、早期の政令改正について要望いたしました。

参考といたしまして、先行政令指定都市における閣議決定と政令公布の時期につきまして、一覧表を記載しております。

(4)の政令指定後の関係条例の改正でございます。熊本市を政令指定都市とする政令の公布がなされた後、熊本市では区の設置等に関する条例など、県では知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例などの制定・改廃が必要となります。県では、原則として事務権限移譲に伴います条例につきましては、閣議決定後、直近の11月あるいは12月議会に、区制導入に伴います条例につきましては、熊本市で区の設置等に関する条例が可決

された後の2月議会に提案する予定で、現在、事務準備を進めているところでございます。

次に、(5)政令指定都市移行に係る周知等でございます。

6月にも御説明をいたしましたが、熊本市の政令指定都市への移行が正式に決まった段階で、窓口が県から市に変更となる事務、行政区の設置に伴う住居表示の変更、それに伴いまして既存の許認可や登録の変更が必要となる手続などにつきまして、広く周知広報を行う必要がございます。現在、熊本市とそれぞれの役割分担などについて相談を行いながら、周知広報に向けた準備を進めているところでございます。

次に、33ページの(6)政令指定都市実現に向けた気運醸成の取り組みでございます。これまでも熊本市政令指定都市推進協議会における取り組みや、熊本市の取り組みを支援してまいりました。熊本市では政令改正の閣議決定を受けまして、市役所庁舎前の政令指定都市移行決定看板の設置やラッピング電車の運行、カウントダウンイベント等の開催等を実施する予定でございます。県としましても、引き続きこうした動きを支援していくこととしております。

最後に、(7)都市計画法に基づく区域区分、線引きでございます。富合町、城南町及び植木町の旧3町における区域区分、線引きの必要性及び本年6月までの取り組みにつきましては前回御報告しておりますので、7月以降の取り組みについて御説明いたします。

熊本市では、本年5月から7月初めにかけて開催いたしました旧3町ごとの住民向けの説明会などで出されました意見を踏まえて検討されました、線引きについての市の原案を7月7日付で県に対して提出しております。県では市の原案の提出を受けまして、8月28日に熊本都市計画区域における区域マスタープラン及び区域区分に関する公聴会を開

催いたしました。関係住民からの意見聴取を行っております。なお、熊本市でも9月4日に、熊本都市計画区域における用途地域の変更及び特別用途区域の変更に関する公聴会を開催したところでございます。今後は、公聴会でも出されました意見やその検討結果を参考に県としての原案を策定いたしました。公告・縦覧、県都市計画審議会への付議など、都市計画法の手続を経て、平成24年3月までには手続を完了するように、県・市で連携しながら取り組みを進めていくこととしております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、6月議会以降の取り組み状況を中心に御説明を申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

○中村博生委員長 続きまして、政令市移行後の県のビジョンの検討について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課です。それでは、資料の35ページをお開きください。

政令市移行後の県のビジョンの検討状況について御説明いたします。

主な検討内容として、(1)に策定の基本的な考え方を記載しております。今議会でも知事が答弁しましたように、県は県内どの地域にあっても、夢を持ち、誇りに満ちた暮らしを送ることができるよう、県内各地域の振興に取り組むことを基本としておるところです。

政令市誕生後の一極集中などの懸念を払拭し、ビッグチャンスを最大限に生かしていくため、市町村との意見交換を踏まえ、県内各地域における強みやアンデンティティーを生かした取り組みの方向性や地域の将来像を示す、これが策定に当たっての基本的な考え方です。

次に、ビジョンの主な項目ですが、まず本

県を取り巻く環境という項目を立て、現状分析をします。その上で、今後の県政における取り組みの方向性を示します。これまで策定に当たっての重要な視点として1から3を位置づけてまいりましたが、東日本大震災を経て④として安全・安心な暮らしを支え、未来につながる県土づくりの推進を追加するとともに、①から④を県政の取り組みの方向性として明確に位置づけることとしました。そして今回、策定の基本的な考え方でも述べましたとおり、このビジョンは各地域の将来像を示すことを主眼としており、それを地域ごとに記載することといたしました。地域ごとというのは、市町村域とか地域振興局管内とかにとらわれず、複数の市町村が一緒に取り組む方が効果的なさまざまな広域連携を、より多く含む地域を想定しております。そのことも含めて市町村と考え方の共有を図りながら進めてまいりたいと考えており、近日中に市町村と再度の意見交換を行いたいと考えておるところです。

県としては、市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しする、また、産業振興や交流拡大につながる広域的な取り組みや基盤づくりに力を入れる、そういった手法で県内各地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

まず、地方分権改革関係と道州制関係についての質疑を行います。質疑のときは、挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

○前川収委員 権限移譲の問題ですけれども、地方分権改革関係で第2次一括法を先ほど説明をしていただきましたけれども、県はこれまで県の権限を市町村に移譲しようとい

うことで一生懸命取り組みをしていただいております。

ただ、いろいろ話を聞くと、県の思いと市町村の思いに若干ずれがあって、県から受けてほしいという話をしても、なかなか市町村が権限を受け取らないという事態があったということは、今までの議論の中であっていったと思います。その原因は、1つにはやっぱり財源の問題、もう1つはマンパワーの問題、人材の問題、そういった基礎自治体がこれまで県がやってきたようないろんな手続についてしっかり機能できるような、基礎自治体のものがまだ熟成してないというか、できてないという部分もあって、県から市町村に対する権限移譲については非常にスローペースでやってきたと思っています。最近やっと、非常に象徴的なパスポートが市町村でできるようになりましたけれども、これはたぶん4、5年前から言ってきた話でありますから、まあスローペースなんだなということは思っておりましたし、そのことはそのことでやっていかなければいけないというふうには思いますが、今回、一括法のスケジュールを見ると、国の法律で権限移譲をしなさいという義務的なものとして、市町村の裁量とは別に、一遍にどんとやりますということになるのか、そこは法律だからそうなのかもしれません、1年間の猶予期間は置いてありますけれども、もし仮にそうであるとする、これまでのペースから考えると非常に混乱するんじゃないかなということ、県がやってきたペースから考えると非常に混乱するんじゃないかなというふうに思っていますけれども、その点についていかがお考えですか。

○坂本企画課長 まず1点目の、財源の問題が御質問にあったと思いますけれども、市町村に権限が移譲されることに伴って、市町村への財源措置がどうなるかということにつきましては、地域主権戦略大綱の中でも、国は

権限の移譲に対し適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととすると明記されております。今後、閣議決定に基づいて国においても適切な財源措置が講じられるものと考えておまして、財源上の問題としては市町村が受けるということに関しては、国が適切な措置をするものと思っております。

○古閑人事課長 人事課でございます。

体制につきましては、前川委員御指摘のように、これまでは特例条例の場合、県と市の協議が整ったものについて移譲をさせていただいております。そういう意味では、体制の方も市町村の方で十分整えられますし、必要に応じて、県の方で研修生を受け入れたり、逆に県から市町村へ派遣したりというような支援もやっております。

ただ、今回は法律でということになりますので、すべて協議云々にかかわらず移ることになりますので、そこら辺は今、市町村行政課とも連携しながら、市町村に対して引き続きそういう職員の派遣並びに研修生の受け入れ等もさせていただきながら、市町村の支援については引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 法律ですから、もういやおうなしに、いついつまでに移譲しますという話ですから仕方ないのかもしれませんが、基本的にこれは市町村は大変ですよ。決して歓迎してないと思います。というのは、これ4ページですか、移譲事務の内容をちらちらと見ただけで、非常に専門性の高い内容が移譲されているということについて、これは県に移管されても大変だろうなと思うようなものを、市町村にいきなりぽんと持っていくというような形になるのであれば、相当なマンパワーはきちっとした中身がわかってないと、

これはナショナルミニマムが必要な部分が仮にこの中にあるとしても、恐らく市町村単位ではばらばらになっていくという状況があるのかと思いますけれども、その点についてはいろんな議論はされたんでしょうかね。

要するに、市町村は表向きは権限移譲と言っていますけれども、実態はやっぱり合併市町村であっても、そんなに、とてもじゃないけれども今が精いっぱいという状況で、新たな仕事がどんどん入る、これだけ見ても、まだこれ以外にもたくさんある、これは代表的なものというふうにさっき説明があったと思いますけれども、これは代表的なもので、これ以外にもどんどん、あと2年ぐらいで一遍に「はい」と、金はつけますと言われてやられたって、とてもじゃないけれどもできないと思いますけれども、そういう市町村の意見というのはどこかでちゃんと集約されて、議論されているんですかね。地方6団体とかもありますしね。これは、やっぱりじっくりやらないと、権限をやればいいというものじゃなくて、やられた権限がきちっと機能して、本来住民サービスがきちっと本当に成果を出すというような形がなければだめだと思うんですけれども、その点についての経過が何かあったかどうか、ちょっと。情報があれば教えてください。

これは大変ですよ。委員の皆さんは基礎自治体の実態は御存じだと思いますから、おわかりでしょう。県から、協議をしながら権限移譲をやりましょうとって一生懸命やってきたのに、本当、もう少し……。県は頑張ったと思いますけれども、やっぱり市町村が受け入れ態勢をつくるのが大変だといって、なかなかスムーズにいかなかったんですよ。それを、こんどは法律で一遍にどんと一括で、たぶん何百になるんですかね、よくわかりませんが、許認可にかかわる重要な案件が一遍に権限移譲される。お金の問題もでしょうけれど

も、むしろマンパワーですね。こういった政令、法律にきちっと精通した人が、各基礎自治体に、市町村にいて、そのことをきちっと組織的に判断していけるということ、ちゃんとやろうとすれば大変だと思いますけれども。

○能登市町村行政課長 前川委員の御指摘の中で、今の状況につきましてちょっと御説明といたしますか、お話しさせていただきたいと思えます。

先日、この第2次一括法の行方がなかなかわかりませんでしたので、説明がなかなかできませんでしたが、9月14日に市町村に対しまして御説明を行いました。

今回、第2次一括法により移されます事務のうち、かなりの部分がすべての市町村へというものは9つというふうに整理しております。残り29は市へ、あるいは保健所設置市へというものは9つ、さらには政令指定都市へというものもございますので、すべての、いわゆる小規模な市町村までということにつきましては、かなり限定される事務でございます。

さらに、このうち幾つかの事務につきましては既に、先ほど委員の方から御紹介がありました県からの移譲で、既にもう移譲している事務もございます。例えば、私の市町村行政課で担当しております、町や字の区域を申請する届け出というものは、すべての市町村へ移譲されるんですが、もう現段階でこちらについては権限を移譲しております。そういったことで、小さい町村まですべて影響が及ぶかという、どの程度かまだはかりがたいところがございますが、できる限り影響が少なく済むよう、スムーズに行われますよう関係各課を集めましての会議も行いましたし、できるだけスムーズにいくように努力していきたいというふうに考えております。

○古閑人事課長 補足ですが、今市町村の移

譲先について御説明がありましたけれども、市町村と連携しながら、どれくらいの業務量が実際あるのかということで調査をさせていただいております。正確には、まだ政省令が出ておりませんので現時点でという数字でございますが、約1万時間でございます。職員1人大体2,000時間という計算をしておりますが、県全体の業務量で5人分ぐらいの業務量でございます。ただ、前川委員御指摘のように、メニューが非常に豊富でございますので、そこは県のいわゆる事業所管課と連携しながら、例えばマニュアルをつくるとか、それに基づきました研修会を開くとか、そういうことでできるだけ市町村の負担がないように、市町村行政課とも連携しながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○前川収委員 いずれにしても、やらなければならない部分だということはおそらくわかってはいるけれども、スケジュールが非常にタイトだなというのが率直な印象であります。7ページを見ても、今年度中に条例までつくれと、市町村が条例改正しなさい。来年度一定期間、経過措置を見て25年から完全実施という、要するに1年半しかないという状況で、かなりタイトで、見方によっては乱暴という言葉すら当たるようなやり方だなというふうに私は思っておりますので、しっかり市町村の意見を聞きながら、フォローできるところは県でしっかりフォローするなり、また細かな部分はまだ決めてないというお話でありましたから、細かな部分の研修をしていただいて、国に対してもちゃんと、物申すところは物申しながら、この部分はまだ県までとめておってくれとか、そういうことが言えるかどうか私はわかりませんが、率直にやっぱり実態把握をしながら慎重にやっていただきたいし、市町村の意見をしっかり尊重するようなやり方というものをやってく

さい。表面は非常にいい話で、地方分権だと。私は地方分権には少し異論もあるんですけども、看板だけはいいいけれども、中身は市町村はもう困りましたという話。市町村が困るまではまだいいとしても、地域住民が困るということにならないように、ぜひお願いしておきます。以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、松岡委員。

○松岡徹委員 さっきから執行部の話を聞いておると、地域主権改革、道州制、そしてそれと関連して広域連合、それと関連して九州広域行政機構というようなことで、何かこの流れが至極当たり前の流れみたいに見えるわけですけども、この特別委員会自体は、それに乗っかって「はい、そうですか」という委員会ではなくて、さまざまな角度から議論するということですからね。

1つはここで必要な財源については必要な措置を講ずるとなっているけれども、道州制になって財源はどうなるのかという点での、熊本県として、知事は道州制に一生懸命になっているけれども、執行部として事務方としてどういうふうに見ているのかということですね。こんなに書いてあるから大丈夫というふうに、私たちに言い切れるのか。

それから、この地域主権改革の国の12月のアクションプランですね、あれでは重点的に道路を、直轄河川それからハローワーク、それから共通課題ということで、そういうチームをつくってやりましょうということになっていますね。九州広域行政機構が提案しているのは、丸ごと受けますと、ただ当面は経済産業省関係と九地整と環境事務所というようなことなんですけれども、それでハローワークについては出先機関を廃止して丸ごと移すといった場合に、どういうふうに自治体としては見通しを考えているのか。それから九地

整については、どういうふうに見ているのか。大きなところで、その3つについてちょっと答えてもらって、僕の方からまた言いますけれども、どうですか。

○坂本企画課長 1点目は、財源問題です。今取り組んでいますのは、国の出先機関の廃止の受け皿としての九州広域行政機構であるから、すべての財源、人員そういうものを国の方でどうするかをちゃんと確保してほしい、担保するように法律に書き込んでほしいというようなことを要望しています。

道州制のときにどういう財源になるのか、そのイメージについての議論はまだ行っていないという状態であります。執行部として、それをどう見ているのかというのは、執行部内でそういう議論を具体的にやったことは、今のところはまだないです。

次に、河川だとかハローワークだとか、そういうものは今まで全国知事会の分権移譲する事務の中でも当面一番に出てきたような課題です。ハローワークにつきましては、それぞれ県に移譲を受けようということで、それは全国知事会のスタンスとして要求を続けています。これは、今もハローワークは各県ごとにありますので、そういう意味では県への移譲というのが早くできるのではないかとということで、全国知事会としてもそういうスタンスですし、ハローワークについては県としても九州知事会としても、丸ごと九州広域行政機構への移譲を求めているわけではなくて、県への移譲の方が先にできるのだろうということで、それを進めています。

それと九地整につきまして、その道路がどうだとか河川がどうだとか、これは県へとか、これは市町村へとかいうような仕分けをするよりは、これについては九州広域行政機構の方で九地整を丸ごと引き取った方がいいという判断で今動いているところです。

○松岡徹委員 皆さんも大体共通認識だと思うんだけど、平成の合併があって非常に痛い目にあった。それから小泉さんのときの三位一体改革ですね、税財源の移譲というような非常に聞こえのいいことで、しかし結果としては交付税がうんと減らされて、あのころ熊本県だけで4年間でプラスマイナスすると600億ぐらい縮減されているわけだね。そういうのが、いわば財源措置を講じますと言うたけんといって、果たして信用できるかと、はっきり言って信用できないということだと思えますよ。現に、道州制についての日本経団連の提言では、道州制というのは究極の構造改革だと言っている。道州制で国の支出を減らす。道州制ビジョン懇談会の財政専門委員会ではどういう議論がなされているかということ、国の資産は道州に売却しましょう、道州は時価で買い取り、道州で償還をしていく。建設国債については、資産の移管と同時に債務を移管するということに、そういう議論になっているわけですよ。ですから、私はやはり当然、この特別委員会としてもそうだけれども執行部も、こういうような問題をしっかり議論して、そしてやっぱりチェックをしていくと、「はい、そうですか」という、いわば道州制も地域主権改革も広域連合も地域行政機構も、いわば一体の流れの中のものですよ。だから、知事が言って広域行政機構をつくったからそれでいきましょうというような、そんな単純なあり方ではいかがかということですね。

それからハローワーク問題も僕が調べたのでは、例えば雇用というのは熊本県だけでなく他県に要望があるわけです。他県への要望は通常、大体2割ですよ。新卒の場合は、4割ぐらいが他県への要望なんですよ。だから、やっぱり労働行政とか雇用行政というのは、全国的なものでなければならぬ。ILOの88号条約では、国の勤労権を国がちゃんとしなくちゃいかんというので成っていて、

憲法27条だって法律でと成っているわけだね。だから、こういう点を都道府県でハローワーク業務が、本来のハローワーク業務ね、労働行政というのは、例えば雇用保険にしても労災保険にしても労働基準行政にしても全国一律でなければ、熊本はこうです、大分はこうです、大阪はこうですというようなものではないでしょう。だから、そこら辺の問題も、ハローワークは県でというのが本当にできるのかということ、きちっとやっぱり見詰めないといかん。

それから九地整に至っては、もちろん九州でと言うけれども、僕が調べたところによると河川法ですね、河川課はだれか来ておるかな。旧河川法は、明治の都道府県単位だったんですよ。そうすると、都道府県単位で堤防の高さなんかも違うものだから、いろんな水害が起きたり、あるいは水利権の問題とかさまざまな問題があって、昭和30何年かから4年間議論をして、40年に新河川法が施行されたんですよ。その新河川法では、やはり全国的な基準で、例えば防災では水防法も決まって、いわば気象庁が観測を出して、そして国の出先機関が主な河川は管理して、それ以外は県とか市町村が管理する、そういう体系ができていますよ。

そういうのを、いわば地方地方で分断して移すということがどうなのか。河川法の歴史なんかは、ちゃんと総括をして現状はどこがいわば不都合があって変えなければいかなのかというような問題なんかもきちっと検討した上で、知事が音頭をとっている九州広域行政機構は、九地整を当面引き取りましょうというようなことになっているのか。知事は熊本県の責任者だから権限はあるけれども、知事だけで勝手にやっけていいというわけではないわけでしょう。ですから執行部の方は、そういう問題についてはどういうふうに議論して煮詰めているのか、知事とは話し合っているのかということ、ちょっと聞きたいと思

います。

○前川収委員 関連で、いいですか。先生の関連は言いにくいんですけども。道州制に私は一部賛同しております。僕も今まで皆さんに言ってきたことと、ほぼ同じ部分がたくさんあります。

ただ今回、東日本大震災が起きました。あれだけの大災害が起こったときに、果たして広域行政機構が既に生まれていて、丸ごといただいていたという状況の後で、あのような震災が仮に、あつてはならないんですけども、仮に起きたというときに、果たしてどう対応できるのかなということは率直な不安として、当時は余り気づかなかった部分ですけども、今はやっぱりそこをきちっとシミュレーションしておかないと大変なことになると私は思っておりまして、あの同規模の災害が起こらない方がいいわけですけども、仮に起こったときに、原子力の問題もそうですよ、それから道路や河川や、すべての社会資本、インフラがずたずたに壊されたということ。それを復興するために、新しい国で省庁までつくる、復興庁までつくるのか、いわゆる国の機関総動員で、今オールジャパンで「頑張ろう、にっぽん」なんです。ところが、いわゆる広域行政機構の所管ですという形に仮になった場合に、オールジャパン「頑張ろう、日本」じゃなくて、「頑張ろう、九州」という形でやられた場合には、とてもじゃないけれども税金の問題も含めて、財源の問題も含めて対応できるはずがない。東北ですら、オールジャパンでも大変だと言っている状況なのに、できるはずがないというふうに思っています。もちろん、ここに13ページの2の丸の2つ目に、「大規模災害に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保」と書いてありますけれども、これはよっぽど明確にしておかないと、本当に大変なことになるというふうに思いますから、そこ

はきちっとやっぱり明確にしてもらわなければいけないと思います。

河川法の問題も同じです。そこは、やっぱり複数県にまたがってやっていっていること、それから高速交通体系をつくろうとしたときに、それは財源問題も含めて、果たしてこういった広域行政機構だけでやれるのか、こういうのはやっぱりオールジャパンから持ってくるべきだという意見を私は持っておりますけれども、そういうところもしっかり考えていただきたいと思います。

それから、最後にもう1回、大規模災害時については、しっかり煮詰めてやらなければいけない。国の了承をとることが前提ですけれども、オールジャパンでやれるのかということ。そこも、まだ詰まってはな思いますが、意識として持っておいていただきたいと思います。

広域行政機構については、さまざま権限移譲も含めた動きがずっとあっていますけれども、やってくださいという前提で議決はまだしてないと思っていますので、皆さん方の御意見を聞いているという状況ですから、皆さんサイドとこちらサイドは少し違いますから。

○中村博生委員長 県も、国とのあいまいな議論なんかしてないと思いますけれども、さまざまな今までの例を委員が言われまして、本当に大きな問題、小さな問題あるかどうかと思いますけれども、知事が1人でというような話もありましたが、そうじゃなくて、やっぱり議会、この委員会でいろんな議論をして進めるということですので、その辺も執行部におかれましては、きちっとしたあれをやっていただきたいと思ひますし、国からの取りまとめがこないということで、今回の委員会はちょっとという部分がございますけれども、やっぱりこの委員会で決定した議論を進めるということが基本でございますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松岡徹委員 僕が今言った点について、まだあるから。

○駒崎総務部長 いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

大きく分けると、御心配の点は2つあるのかなというふうに感じましたのは、1つは道州制の動きが地方分権ということに名を借りて三位一体の改革のときのような、国の合理化の手段になってしまうんじゃないか、それで地方にいろいろし寄せをして、国は身軽になる、財政も非常に厳しいですから、そうした国の合理化の手段になるんじゃないかという危惧が1つおありかと思ひます。平成の合併の話も出ましたけれども、合併を進める中で合併しても交付税は減らないとか充実していくということを言いながら、一方では三位一体の改革で交付税の総額が減ったものですから、合併しても財政は厳しくなったということ随分話が違ふという印象になったかと思ひますが、それは合併によるメリットと交付税による削減というものが同時に行われたものですから、効果が打ち消されたような印象になったかと思ひますが、そうしたことを含めまして、過去の経過なんかも再確認しながら今後取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

もう1点は、平時と有事のことであろうと思ひます。道州制のメリットを言うときには、通常の意味決定が一々国の出先機関なりあるいは霞が関までお伺いを立てないと決まらないという平時のパターンのことを言っていて、地方の自主的な意思決定ができるようにしたいということ言っているんですけども、その一方で、今両委員からお話がありましたように、東日本大震災のような一朝事が生じたときに、本当に地域だけの段階で対応できるかという危機感をお持ちかと思ひま

す。ただ、その点につきましては、平時の仕組みですべて東日本大震災のような大変な国難のような事態にすべて対応しろということの道州制導入ではないと考えておりますので、仮に道州制を進めるとしても、そうした事柄については国を挙げてというふうな仕組みとしっかりと連携させていくことが必要ではないかと思っております。そういういろんな論点があるかと思っておりますので、委員から御発言がありましたように、また委員長からも御発言がありましたように、この委員会ですっきり御議論いただいて、意見を承りながら執行部としても対応してまいりたいと考えております。

○松岡徹委員 さっき九地整問題では河川を言いましたけれども、道路の問題ですね。大体、今の道路とか橋は高度成長の時期にだあっとつくられたわけですね。いろんなデータを見ると、築50年以上の道路や橋が8%から9%、国のものと地方のものでちょっと違うが国関係が8%、地方関係が9%。あと10年たつと27%になる。それから20年たつと54%になるとか、そういうデータが出ている。つまりこの土木関係では、新しいのをどれだけ何をつくるかということ全く否定するつもりはないんだけど、これからはやっぱりその維持修繕ですね。そこが大変な時代になってくるんですよ。ところが実際、国のあれはどうなっているかという、道路法の42条で維持修繕に努めなければならんとなっている。2項では、政令で定めるとなっております。政令を見てみると、道路をつくる道路構造令とよく言うですね、道路構造令はあるんだけど、維持修繕の構造令、いわば政令というはないんですよ。さらにいろいろ調べてみると、道路局長の通達があって、「前例にならう」となっております。前例は何があるかという、大正時代のいわば維持修繕令というのがある。その次は昭和37年の道路管

理要綱というのがあるぐらいですよ。つまり国として、いわゆる道路や橋の国民生活の安全・安心のために一番大事なそういったものの維持修繕というのは法律もないし政令もないというのが実態なんです。

だから、これからいわば国の管轄の道路や橋、県や市町村の道路や橋なんかを含めると大変な時代がくるわけですよ。そういうのをひっくるめて、いわば丸ごと九地整で引き受けましょうということになるわけですよ。そんなのは一体どういうふうと考えて、蒲島さんはほいほいと広域行政機構なんかを提案して、「それ行けどんどん」でいっているのかというような問題ですね。こういうのはどんな仕事、明日、建設常任委員会でもう少し詳しくやりますけれども、どうですか、そういうような問題なんかもきちっと議論して、いわば九地整を丸ごといただきますというのがどういう意味を持つかということ、やはり我々議員もそれから執行部も、よく考えてやらないといかんということですよ。その辺について、どうですか。どなたか。

○河野企画振興部総括審議員 済みません、土木部ではございませんが、出先機関の原則廃止とその受け入れというものにつきましては、要は国の意思決定機関の霞が関と出先機関というのは、出先機関だけを切り取るような形に今なっていて、今後の作業の中でもうちょっと先になるのかもしれませんが、大臣権限と局長権限というのがあり、どのように整理するかというのを、今もいろいろ課題として上がっていますけれども、先ほど河川関係でおっしゃいました、私もちょっといろいろ河川関係にかかわった関係で言いますと、河川では基本方針というのは大臣が決めて、100年のスパンで基本方針を決めて、20年か30年の整備計画でやっていくというような骨格は御承知と思うんですけど、こういった骨格の中で、基本方針は大臣が決め

るという形になっております。だから、こういう全国統一でいろんな形が全く今回の受け入れでがちゃがちゃになるかというのと、その辺は今後、全国的にどうしても統一すべきものはきちっと統一する中で、やっぱりその中の整備計画あるいはその事業の優先順位あるいはそういう問題に対して、地元の意見を聞きながら自己決定していくという部分や、いろんな分野の整理がまだこれからだと思いますので、今、何か100かゼロかという形ではなくて、そういった議論が今後、道路も含めていろんな省庁の移管をするに当たりましては、そういう省庁のいろんな業務はそういうような整理あるいは検討もこれからやっていくという形で考えております。

○松岡徹委員 河川の議論はまたゆっくりやってもいいけれども、それは置いて、私が言いたいのは、とにかく国の財政が厳しいから地方に回しましょうとか、国がやるべきことをやらないで、いわばそのままにして地方に移しますというような仕組みをつくったらいかぬということですよ。もっと、やはり国で憲法などに基づいて、あるいは法令に基づいてきちっとやるべきことをやる、そういう点での改革が求められていると。例えば道路の問題でも、いわば維持修繕で、こういうことらしいんですよ。予防保全と、あんまり傷まぬうちに修繕なんかをすれば、大体100年はコンクリート構造物でももつらしいんですよ。ところが事後保全とって、もういよいよかんようになってやったその維持修繕ですよ。それでは大体平均60年らしいんですよ。そういう研究論文がありますよね。

だから本当に、今は国から地方に移すというよりも、さっき言ったように維持修繕のいわば政令もないわけだから、そういうのをきちっとして予算もつけて、そして予防保全に力を入れるというようなことを国に地方から求めるべきであって、道州制どころかという

ようなことを、政府に言って聞かせるべきですよ。

○中村博生委員長 いろいろありました。それは県は県としてやっているものと思っておりますので、今後とも徹底した議論をやっていただきたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○中村博生委員長 ほかになければ、次に政令指定都市関係について質疑を行います。質疑はありませんか。

○前川収委員 政令市関係で、いろいろビジョンをつくったりとかいうことでお話をさせていただいております。きょうの説明では、ほとんど事務手続的な流れの御説明をいただきましたけれども、県民の一番大きな関心事というのは、今回の一般質問、代表質問の中で政令市問題について触れていただきましたし、知事からは、熊本市は今後熊本県のセッター役で、きちっとトスを上げて全県の浮揚、県内の政令市以外の地域の浮揚のためにもしっかりとトスを上げていくというような言葉が答弁の中で、記憶ですけれども、正確じゃないかもしれませんが、そういう趣旨の御答弁がございました。そのことにやっぱり大きく期待をしているわけでありまして、政令市が県勢全体を引っ張っていくということについては、県民全体のコンセンサスだというふうに私は思っております。

そういった中で、いよいよ来年の4月から政令市が始まります。これまで県が持っていた権限を、さっきの道路の話もそうですけれども、やっぱり移管されて政令市の方にいくわけでありましてね。そのときには、本当にセッター役になっているのかどうなのかということが、私は問われると思うんですよ。県と市町村の制度の違いがあることは認めておりますし、それは県の制度と市町村の制度が全

部同じである必要はないというふうには思っています。ただ今回は、これまで県がやっていた仕事を市町村に移すことによって、県内全体のセッター役が果たして県内全体のセッター役にならなかった場合にどうなるのかということ、1つ問題提起をしたいと思いません。

今の熊本市の制度でいくと、これは主に入札・契約制度の話なんですけれども、熊本市民でできる仕事、指定業者でできる仕事、これは当然熊本市でやっていただく、これは当然です。これはどこの市町村でもそうですから、それは構いませんし今後もそうやっていただきたいというふうに思っていますが、その次が問題なんです。熊本市内の業者さんだけでできない場合には、市外もしくは県外、市外・県外の業者の人たちにやっていただくという形になっています。つまり、いわゆる県内という視点がないんですね。熊本市内かそれ以外か、県外も含めたそれ以外かということなんです。今回移管される仕事のほとんどの部分は、まずは県内という形でやっていただくということで設定されてきた事業が、県がやっていたわけですから、ほとんどというか全部そうですよ。どうしても県内でできない場合には、県外の人たちにやっていただくという形になっているわけですね。つまり熊本市がこのままいつか権限移譲をして仕事の方もやっていただくということになった場合には、熊本市内でできる仕事は熊本市内の人たちでやっていただく。当然ですから、それはいいです。熊本市内でできない仕事の場合は、これまでは県内という規定があったのに、県内が外れて、県内も県外も同率と一緒に、熊本市以外の人たちにやっていただくということに、今の制度ではなっています。調べました、なっています。ということは、知事がおっしゃった答弁は、あれはうそとは言いませんけれども、そうならないですよ。熊本市が上げるトスは、熊本県民だけ

やなくて県外まで含めてどこでも打ってくださいというトスになってしまっているということです。

これは細かな話なんですけれども、そういった細かな部分をしっかり検証していかないと、政令市はお祭り騒ぎで、みんなでお祝いするのは気持ちとしてはわからぬでもないです。しかし、県政全体でどういう影響が出るかという部分については、やっぱり細かく検証していきながら、まだ権限移譲していませんから。する約束はしていますけれどもね。その部分の中で解消すべき問題点というのは、やっぱりまだあるんじゃないか。たまたま、これは1つ見つけてきた、私が見つけてきた部分なんですけれども、県政でやってきたことが市政に移った場合に、根幹的には、県と同じような考え方を市が持っていたのかということですよ。県政の中では、我々は議員提案で中小企業振興基本条例という、県内企業を育成していこうという強い意識を持った条例を、議員提案でもつくってやってきていただきましたから、他県よりも熊本県はそういう意識は相当強く持っていらっしゃると思います。ただ今回、その熊本県が持っているいろんな権限を政令市に移した場合に、その精神が引き継がれないで、今までの熊本市と同じですということになってしまえば、例えば備品調達だってそうですね。熊本市内で調達できるものを市内で調達いただける分については、もう当たり前のことですからぜひやってくださいと。熊本市内で調達できないものは市外、県外で取ってくれ、調達してくれということであれば、我々の精神は引き継がれてない。つまり、まず市内で、これは当たり前です。市内でできないものは県内だと、この県内という意識をきちっと持つこと、明文化すること。県内でもできない場合には仕方ない、これは熊本県でもそうですから、それは仕方ないです。これは熊本県でもそうですから県外の力を借りるとい

う、その県内という意識がないですよ。少なくとも、この熊本市の現行の入札契約制度には、県内という意識はないんです。県内・県外だ。つまり同列なんです。県内と県外は、同列に扱われているんですよ。熊本市から見れば、熊本市以外はみんな一緒ということなんです。それでは政令市は困るんですよ。知事の答弁は、県内全体の浮揚のために、セッター役でトスを上げると。県外にトスを上げられて、県内の人には届かないという話であれば、私は知事答弁はうその答弁になって、現実味にならない答弁になると思います。

まず、この問題についての実態はどうかを、ぜひ御答弁をいただきたい。事実関係を。

それと、これらに類するようなものがやっぱりないのか、それぞれ所管課でしっかり調べて、政令市前にまだ今度の議会の議決もあるようですけれども、条例議決等もあるようですけれども、その辺のところを整理してもらわないと、そういうことだけでいくと、お祭りムードに私は反対しますよ。やはり我々は気持ちの、お祭りムードはいいんだけど、実態がどうなるのかということをしつかり見極めていかなければいけないというふうに思います。御答弁をお願いします。

○金子監理課長 まず実態でございますけれども、委員御指摘のとおり熊本市の入札制度は県と違っておまして、2段階方式になっております。熊本市内で市内の業者ができるものについては熊本市の業者さんに発注する、それ以外については、市外についても県外についても同じ扱いになっております。特に大型工事とか特殊工事については、一律県外に発注という形態になっております。入札契約制度については、各市町村が独自の判断で、施工能力を前提に決定すべきものだと思いますので、当然、各市町村いろんな入札制度になっております。ただ、委員が指摘してい

るのは、たぶん入札契約に対する参加資格の問題だろうと思いますけれども、これについては熊本市は現在、大規模工事等は余りやってない関係もありまして、県内業者の施工能力あるいは施工実績のデータ等を十分見てない、あるいは把握してないというところがあるかと思しますので、中小企業振興基本条例の趣旨あるいは建設産業の育成の趣旨に沿って、熊本市に県内企業の施工能力、施工実績については十分情報提供して、できるだけ県内に受注が進むような方向にもっていきたいと思っております。

○前川収委員 権限は違うわけですから、その程度の答弁かもしれません。現行は、今おっしゃったように県内も、熊本市以外も県外業者も一律、同率ということは間違いないわけですね。やっぱり、そこは権限移譲をやる前提の中で条件闘争を、事務レベルできちっとやっぱりやっておってもらわないと、僕らが認めた後でわかって、何じゃこれはということになってしまえば、これはやっぱりおかしな話になるし、知事が言っているのは、みんな一極集中になるだろうということをお心配しているんですよ。そこを、やっぱり心配がないようにということで、知事も一生懸命セッター役だということで、県内全体の浮揚を図ると言っているのに、これまでは県が発注していた場合には県内の企業が取っていた、受注されていた、チャンスとしてされていた。政令市になった途端に県外になりましたという話に、今のままだったらなりかねないわけですね、今のままだったら。やはり、それは知事の気持ちとは全く逆行する、政令市効果なんて逆効果になってしまうということになると私は思いますので、ぜひその点の是正を、これからも政令市との協議があるでしょう。県と市とのかかわりの中においては、もう何もものは言っただけですか。発言してはいかんわけですか。熊本市の勝手

でしょうか、そういう世界ですか。どなたか、御答弁を。

○小嶋市町村局長 市町村局長でございます。

ただいま御指摘がありましたのは、たぶん道路を中心とした土木の関係の権限移譲だと思います。これにつきましては昨年の10月、たぶん10月の10何日ぐらいに基本協定を結ばせていただきまして、一応権限移譲の内容につきまして御確認をさせていただいたところでございます。

道路関係につきましては、道路法の中で法令により事務権限が移る部分に一応入っております。したがって、これまで先行県の中で実際その権限移譲の協議をやり出す場合に一番大きな課題は、やっぱり今までつくってきた道路の既発債、起債でつくっておりますので、その財源をどうするかとか、そういった問題が大体中心になります。それと、大きな事業をやっていますので、それについてのノウハウというものはきちと引き継いでいけるかということで、人事交流の話とかそういうものが大体中心になってやってまいりましたので、先行県の中で我々が把握している中では、今回のような、今御指摘ありましたような、それぞれ政令市になった後の、いわば政策運用といいますか、本来的には自治体の中の、どう判断するかという権限の領域に入る問題だと思いますけれども、そういった課題が出てきたということは、ちょっと私も聞いておりませんでした。

ただ、今前川先生もおっしゃっておられますように、こうした課題が確かに今お聞きしますと出てくるということでございますので、それらにつきましては私どもの方も、土木の方とも連携をいたしまして内容を把握した上で、どんな対応ができるのかなど。これは基本的な立場から言いますと、それぞれの自治権の中なたぶん入ってくる領域だと思います。

ますので、なかなか難しいところはあるかと思えますけれども、その辺のところを勉強してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、似たような話があるのかなのかということにつきましても、そういった情報というものは今まで把握しておりませんので、改めてその辺のところはしっかりと把握してまいりたい、そんなふうに思っております。

○前川収委員 いずれにしても、それは県が政令市をつくるために一生懸命、知事が先頭に立ってこれまで牽引してきたこと、これはもう事実ですよ、事実。みんな知っている。その中で何を言ってきたかという、政令市効果を全県に波及させて、県政全体のために政令市をつくるということを知事は明確におっしゃってきたわけで、我々もそれを信じてきたわけでありませう。

制度はできました、政令市もできますという、結果が熊本市内だけです、さっき言った一極集中に全く終わってしまって、これは一部分かもしれませんが、全県的なその誘導につながらない、セッターになってないというような状況があるのであれば、議会としてはやっぱり、わかった以上はそれは「どうぞ」とは言えないですよ。だから、それは制度とか何とかという話で、権限、制度の問題であることはわかりますけれども、県としてこれまで県の協力なしでできたわけでもないわけでありませうから、これまで政令市を推進してきた理由は、こういうことですよということが熊本市にきちと伝わっているのであれば、それは無理なく、ちゃんとわかったということで、制度の改正等々は自主的になさると思うんです。そのためにやってきたのという話になるわけですから、当たり前ですよ。細かな部分の検証も含めて、本当に知事がおっしゃっている県政全体の牽引役として、セッター役として権限移譲されたと

きに、そうなるのかどうなのか。ならない事項はないのか。ぜひ全般的な事業で権限移譲の内容の全般的な事業で検証いただき、議会に報告をいただきたいというふうに思います。

それから、今指摘した部分について、今後どう改善されるのか、されないのか、これも11月議会で我々は条例改正の賛否を問われるわけですから、その賛否の参考にしなければなりません。たしか11月で、条例改正の議案が出るはずなんですけれどもね。その参考にせざるを得ませんので、きちっと報告をお願いします。以上です。

○池田和貴委員 今の小嶋局長の答弁の中でちょっと聞きたいことがあるんですけども、熊本市なら直接自分たちがやることだからというようなお話があって、ただ、これは中小企業振興基本条例というのは熊本県の条例として一応制定はしてあるわけですよ。一応というか、これは紛れもなく制定してあるわけだから、政令市になっても熊本県条例は熊本市に当然適用されるはずだろうというふうに思うんですよ。そういうことであれば、もう県とすればそういうものがあるわけですから、それをもとに、やはり運用面でのこういう条例があるので、やってくださいということを、やはりこの時期に熊本市に申し入れをするということは、別におかしいことでも何でもないんじゃないかと、私はそういうふうに理解はしているんですけども、何かその説明が、どうもそういう意欲が見えなかったもので、私の認識がおかしかったら、おかしいと指摘をしていただきたいと思います。

○田中商工政策課長 商工観光労働部の方から、中小企業振興基本条例の話がございましたので簡単に御紹介だけさせていただきますと、池田委員が今おっしゃいましたように、

県内の自治体も含めて、この振興条例の趣旨を踏まえた上で対応いただくということで、これまでもその趣旨の説明、周知というのは会議を行うところでも努めてきております。そういったことを今後とも、こういった本日の議論も踏まえた上での周知というのは引き続きやっていきたいというふうには考えております。

○中村博生委員長 局長、何かありますか。

○小嶋市町村局長 私の方へのお尋ねでございましたので……。

基本的に今申し上げましたのは、その中小企業振興基本条例について、それにどういう形で、熊本市の制度というのは私の方は詳しいことはまだちょっと把握していませんので、そのあたりでどの辺のところまで抵触することになるのか、その辺のところをしっかりと把握した上で申し上げた方がいいかなというふうに思ったものですから、先ほどのような話になりましたけれども、ちょっと繰り返になりますけれども、今前川委員が指摘された点は十分理解しておりますが、基本的には入札制度の運用というのは、どちらかといいますとそれぞれ基礎自治体の政策判断といえますか、それこそトップの判断の中で形づくられているというのも事実なものですから、ただ、そのあたりのところとの兼ね合いの中で、今回その政令市ということで、既存の今まで指導の管理をやっていた上に県の今度、国・県道の維持管理が加わってくるということで、今おっしゃられたように、今までのやり方と、もう少し改善した方がいいのではないかなというふうな話が出てきているのかなというふうに受けとめましたので、そのあたりのところを調べました上でそれぞれ判断をしたいというふうに申し上げたところでございます。

○前川収委員 もちろん道路とかこの入札制度の問題を例として言いましたけれども、私が言いたいのは、もちろんこういうのは現実の問題としてあるということと同時に、熊本市の意識ですよ。熊本市がまず中心になる、市内であれば当然ですよ、市民のためにというのは当たり前。その次に県内という意識を持っているかどうかですよ。その後に県外と。その県外という意識をすべての、いろんな事業、政策推進の中で、熊本市は熊本県のリーダー役として牽引役として頑張るとおっしゃっているのであれば、その意識がいろんなところにきちっと出るはずなんです、出なければいけないんですよ。それが知事の我々に今までやってきた説明なんですよ。それがきちっと形になるかということ、それをしっかり形にしてください。そこを確認させてください。今は、答弁要りません。

○中村博生委員長 よろしくお願ひします。一番大事な部分だと思います。ほかに。はい、山口委員。

○山口ゆたか委員 ちょっと記憶の部分があるので正確かどうかわかりませんが、先日、清水が丘学園の件がマスコミで報道されて、教育の分野の充実が図られるということだと新聞記事に載っておるのを見て、ちょっと以前の記憶だと清水が丘学園の事務については権限を移譲せずに行いますというのを、ちょっと委員会で確認しておった経緯があります。教育の充実を図られることはいいことかなと思いますけれども、その教育分野、分校においてそういう対応をしていきますよということで新聞に載っていた。教育分野だけは熊本市さんは参画されるのかなというふうなことが、ちょっと疑念としてありまして、そういう連携も必要だろうとは思いますが、では権限が果たしてどうなっていくのかというのが、やっぱりちょっと不透

明になったなというのが個人的にあって、そのあたりの現在の事情とかわかったらお聞かせいただければと思います。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田でございます。直接の担当は子ども家庭福祉課になりますが、承知している範囲で申し上げますと、清水が丘学園は児童自立支援施設になりますが、これにつきましては平成9年の児童福祉法の改正で、あそこに入所児童がおりますが、学校教育を実施しなければならないという改正になっておりました。当面の間は準じた教育で可ということで、実際5人ほど教員の方に来ていただきまして、生徒の指導を行いながら準じた教育を実施してまいりました。その後、熊本市と協議を進めておりまして、と申しますのは、入っております児童が中学生中心で義務教育の課程になるものですから、養護施設もそうですが、校区がございまして、そういうことで、その校区の学校の生徒さん方と同じような形での教育が施設でできないかということで協議をしてまいりました。

今回、市の教育部門とも協議が整いまして、分校を設置するという決まったものですから準備を進めているということで、これは特に政令市の制度とは別の話として、児童福祉法の改正によりまして準備を進めてきたということで、そのような形になっているものでございます。

○山口ゆたか委員 1つの児童施設としての清水が丘学園の設備とかそういったものは県が担うということの理解でよろしいのでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田でございます。熊本市につきましては、本年から自前の市の児童相談所を設置しております。これに伴いまして児童自立支援施設

につきましても、基本的には自前のものを設置するというのが原則でございますが、県内で2つつくるのは大変でございますので、市から県が委託を受けた形で自立支援業務をやっているということで、その後につきましても県と市の関係は今後も変わることなく、市が設置すべきものを業務委託により県が対応していくということは引き続きでございます。以上でございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。松岡委員。

○松岡徹委員 33ページですけれども、線引き問題ですね。これは説明会をやりました。原案をつくってひとまず進めますという形なんだけれども、実際私がいろいろ聞いたところでは、3つの町内どこでも線引き問題ではかなり異論というか反対意見というか出たというふうに聞いているわけですが、そこら辺のところはどんなふうに考えて、一切構わずいきますというふうに読み取れるわけですが、どういうふうに。

○平山都市計画課審議員 都市計画課でございます。今の議員の御意見でございますけれども、公聴会等で地元住民等から、線引きに対するいろいろな御意見とか御要望をいただいております。この御要望や御意見につきましては、熊本市が原案をつくっております。熊本市におきましては地元説明会を経て原案をつくっている状況でございますが、その御意見・御要望についての対応については、原案を作成しました熊本市と対応については検討しているところでございます。

なお、熊本市におきましては公聴会での御意見・御要望に対して、1人でも多くの方に御理解をいただくということで、合併旧3町の各総合支所に再度、相談窓口を開設あるいは出前講座等の開設等を行うこととしてお

ります。より丁寧な説明等を行って、御理解をいただくという対応を進めているところでございます。

県におきましても、決定権者でございますが、県は、都市計画法に定めがございます政令市においては線引きは必須ということになっております。法にそぐわない状態にならないように、熊本市と共同して政令指定都市移行までに線引きをしっかり定めていきたいということで取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○松岡徹委員 熊本市の段階でも、かなり出ていますね。一言で言うならば、線引きはせんでくれ。富合なんかも歴史的な経過があって、いわばやと宇土の方に編入されて、なしになったら政令市ということで、また、建物もできん、市街化区域の農地はまた税金が高くなるとかね。

それで新潟市の場合は、線引きは今やっているんですか。

○平山都市計画課審議員 新潟市と相模原市の例がございまして、今委員が御指摘でございます新潟市につきましては19年4月に政令市になりまして、ことしの2月10日に線引きが都市計画審議会で審議され承諾を得た上で、3月18日に告示されたと聞いております。

なお、相模原市につきましては、22年4月に政令市になっておりますけれども、現在その手続の事務を進めているということで聞いております。以上でございます。

○松岡徹委員 それは法律は法律だけれども、地元にとってみればやっぱりこれだけ矛盾がある中身ですね。よく熊本市内でいろんなところで聞くと、例えば飽託4町が合併したとき、河内はせんじゃなかったとか、そがん意見も出るわけだよな。それで、こういう

のは拙速にやらんで、新潟だって相模原だって粘り強くあれしているわけですよ。だから、もう少し柔軟に対処できんものかなと。それで、地方分権の時代とか盛んに国は言うけれども、こういう類はもっと実情に応じて県として国にも上げて改善を求めるとか、そっちの辺も含めてやっぱり時間をかけてやったらどうかなというふうに思うんですけどもね。

○中村博生委員長 要望でいいですか。

○松岡徹委員 要望ですね。

○中村博生委員長 要望ですね、はい。要望ということですので、よろしくお願ひいたします。

ほかにありませんか。はい、駒崎部長。

○駒崎総務部長 細かい点で恐縮ですが、先ほど池田委員から条例の関係で御質問が出ましたので、若干補足をさせていただきたいと思ひます。

法律と条例の違いは、若干ございます。法律の場合は、全国にあまねく適用されますし、こうした契約の関係でも、例えば政府契約の支払い遅延の防止に関する法律というのがございます。これは政府と民間が契約すると、政府の方が立場が強いので、なかなか代金の支払いがおくれた時期があったものですから、工事の請負とか物品の発注とか、それぞれ契約の種類に応じて何日以内に支払わなければならないという規定がございまして、その場合の政府契約は基本的に国の契約です。ただ、その法律の最後に、この法律は地方公共団体も適用するというようになっていまして、法律の場合はそういうふうに行けば、地方公共団体にも必ずその法律どおりということになります。

条例の場合、例えば警察関係の青少年の健

全育成の条例だとか暴力団の排除条例とか、県内にあまねく実施する必要があるものについては、県の方で市町村であっても暴力団に便宜を図るような契約をしてはならないというふうなことを規定しているところがございます。

今回の中小企業振興基本条例は、基本的には県としてこういうふうに取り組む、県として発注する場合はという、いわば熊本県契約についてはこういうふうに取り組んでいくんだという条例になっていますので、そのことをもって熊本市に直ちに、これと同様にやりなさいとまでは言えないという点がございまして、その点で少し、先ほど小嶋局長が慎重な物言いに聞こえる答弁をしたかと思ひますが、ただ中小企業振興基本条例をつくった熊本県の意思というものは厳然としてあるわけでございますので、そういうのを踏まえての協力要請的なことはきちんとやっていきますけれども、条例の仕組みとしては当然、熊本市の契約にも適用されるというところまではいかないという点で、法律の場合とは少しケースが違うという点は御理解いただきたいと思ひます。

そこだけ、補足させていただきます。

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

それでは続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査をする旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございますか。はい、溝口副委員長。

○溝口幸治副委員長 委員会からの意見書提出について提案したいと思いますので、意見書案がありますので、お配りさせていただきたいと思います。

（意見書案の配付）

○溝口幸治副委員長 若干説明させていただきますけれども、国の出先機関の原則廃止に向けた改革については、先ほど執行部から説明があったとおり、国の方の議論が停滞しているという状況であります。本議会としても、決してその九州広域行政機構を是とするものではありませんが、そういったものについて検討するに当たって、その材料、方向性が国から示されないままでございますので、今後議論を進められないため今回の意見書を提出するものであります。

意見書の概要ですけれども、政府は国の出先機関の原則廃止を閣議決定しておりますが、閣議決定して、その後、本年9月をめどに中間取りまとめを行うということになっておりましたけれども、各省庁からの強い異論が出て、いまだにそれが示されておられません。しかも、野田首相の所信表明演説でも、地域主権改革という言葉には触れられておりませんし、我々としては政府の方向性が見えない状態で非常に不安を覚えているというところでもあります。

このため、国に対して、国の出先機関の原則廃止を進めるのがどうなのか、それからスケジュールに変更はないのか、そういったものを早急に明確にさせていただきたいということで、意見書を提出するものであります。

意見書案については今、皆さん方に読んでいただいていると思いますけれども、御理解をいただいて、とにかく国にきちっとスケジュールを早急に示せということと、このまま改革を進めていくのか否かということについて、明確に決めていただくことを求めるような意見書にさせていただきたいと思いますので、ぜひ御理解をいただいて提出させ

ていただきたいというふうに思います。以上です。

○中村博生委員長 本委員会から意見書を提出していただきたいという提案でございます。これについて、何か御意見ございませんか。前川委員。

○前川収委員 副委員長が「否か」の部分もおっしゃったとおり、さっきの松岡先生の議論も含めて、本来これは地方で議論する前に国がちゃんとそういった部分の議論をした上で判断をしていかなければいけないはずの話ですよね。さっきの災害の話だって道路の話だって河川の話だって、そうです。そういうのを国では全然せずにおいて、ただ方針だけ投げておいて「やります、やります」と言っているのが現状ですから、この意見書を通してぜひその内容を含めて、だめと言えだめでいいんですから、できないことはできないと言えいいわけですから、その辺も含めてきちっと早く示せという趣旨だと思いますので、ぜひお願いします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、松岡委員。

○松岡徹委員 上から6行目、「地方としてこの改革がみずからの判断と責任において行政を運営する地方分権の理念に沿う取り組みとなることを期待し」というところが、ちょっと引かかるなあ。「期待する」というのを入れると、僕はちょっと引かかるなあ。これ自体が期待を……

○溝口幸治副委員長 済みません。要は地方分権というものを、みずから地方でできることは地方でやっていく責任をきちんと果たしていくという、そういう理念というものは、たぶん共通するものだと思いますし、意見書

自体も先生、これ決して前のめりとか、すぐ出してくれと、それを是とするものではなくて、推進するものではなくて、要は、今の政府は自分たちで閣議決定をしているわけですね。出しますと、スケジュールも示すと約束しているんだけど、全く来ない。その中で、さっきのほかの先生の御指摘にもあるように、国が決めないことを我々がどれだけ議論をやっても、やっぱり議論が前に進まないの、約束したものをきちっと、まずは示してほしい。しかも災害等ありましたので、今の政府が優先順位をひょっとして落としたり先送りしようと考えているのであれば、そのことも早く我々に伝えないと、これによって地方が振り回されているというような印象を持っていますので、とにかくきちとやってくれということをお願いしたいというふうに思っています。

○松岡徹委員 最後の何行かはわかるけれどもね。そもそもが、例えば6月のときは前川委員が紹介議員になられて、子育ての意見書を出したですね、請願だったかな。やっぱり地域主権戦略大綱そのものが、やっぱり大きな問題を含んでおるのに、地域主権というのは言葉自体は、副委員長が言われたように、もちろん一致するものなんだけれども、中身なんですね。だから何か「期待する」という言葉が入ると、僕のポリシーに合わんのかな。（発言する者あり）きょうの議論を踏まえて、まとまった方がいいと思います。

○中村博生委員長 今回の松岡委員の「期待し」という部分も含めて、正副委員長にお任せいただければというふうに思います。

それでは、意見書案につきましては、ただいまの意見を踏まえて修正をしたいと思っておりますけれども、修正についてはただいま申し上げました、一任いただきまして議長に提出したいと思っておりますけれども、御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認めます。よって、議案を議長に提出いたします。

ほかに、その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 はい。なお、閉会日までに国からスケジュール等の方向性が示されれば、意見書案は取り下げることとしたいと思っております。

このことに関しては、私に御一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、これを持ちまして、第3回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長